救護施設神ケ谷園 運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項の規定により、救護施設神ケ谷園(以下「神ケ谷園」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 神ケ谷園は、入所者に対し健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第3条 神ケ谷園の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第4条 神ケ谷園の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、 入所者の処遇に支障がない場合にはこの限りでない。

(職員の要件)

- 第5条 神ケ谷園の長(以下「施設長」という。)は、救護施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号、以下「省令」という。)に規程する要件に該当する者でなければならない。
- 2 生活指導員は、省令に規程する要件に該当する者でなければならない。

(職員の専従)

- 第6条 神ケ谷園の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合にはこの限りでない。 (苦情解決)
- 第7条 神ケ谷園は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 神ケ谷園は、その行った処遇に関し生活保護法第14条第4項に規定する保護の実施 機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。
- 3 神ケ谷園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項 の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 神ケ谷園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 非常災害に対する具体的な計画を立てておかなければならない。 2 神ケ谷園は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練 を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 神ケ谷園は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備して おかなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

- 第10条 神ケ谷園は、110人を入所させることができる規模を有しなければならない。
- 2 神ケ谷園は、当該救護施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合 をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

- 第11条 神ケ谷園の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は、準耐火建築物(同法第2条第9項の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。
- 2 神ケ谷園には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設 等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であっ て、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- (1)居室
- (2) 静養室
- (3)食堂
- (4) 集会室
- (5)浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

- 3 第3項第1項の居室については、居宅生活に向けて訓練する者を入居させる居室(自立支援室)を設けるものとする。
- 4 第3項第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 地階に設けてはならないこと。
- (2)入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面していること。
- (4) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納できる収納設備を設けること。
- (5) 自立支援室は、原則として2階に設け寝台またはこれに代わる設備を備えること。
- 5 前各項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は規則で定める。

(救護施設に置くべき職員)

- 第12条 神ケ谷園には、省令に規定するところにより職員を置かなければならない。 (居室の入所人員)
- 第 13 条 1 部屋の居室に入所させる人員は、1 人又は2 人とする。

(給食)

第14条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並び に入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

- 第15条 入所者については、規則で定めるところにより健康診断を行わなければならない。 (衛生管理等)
- 第16条 神ケ谷園は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 神ケ谷園は、当該救護施設において感染症の発生を予防し、及びその蔓延を防止する ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

- 第17条 神ケ谷園は、入所者に対し生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。
- 2 神ケ谷園は、入所者に対しその精神的及び身体的条件に応じ機能を回復し、又は機能 の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
- 3 神ケ谷園は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ採暖のための 措置を講じなければならない。
- 4 神ケ谷園は、規則で定めるところにより入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 5 神ケ谷園は、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行 わなければならない。

(給付金として支払いを受けた金銭管理)

- 第18条 神ケ谷園は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金 (以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払い を受けた金銭又はこれに準ずるものを次に掲げるところにより管理しなければならない。
 - (1) 当該入所者に係る当該金銭又はこれに準ずるもの(これらの運用により生じた利益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)を当該救護施設のその他の財産と区別すること。
 - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに入所者に係る金銭(神ケ谷園が当該入所者のために使用した金銭を除く。)を当該入所者に取得させること。

附 則

この運営規程は、平成29年12月24日から施行する。